



# 栃木県公報

平成25年  
10月25日(金)  
号外  
第76号

## 目次

### 条 例

○栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正……………	3
○職員の退職手当に関する条例の一部改正……………	3
○災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給に関する条例の一部改正……………	8
○栃木県吏員職員教育職員恩給条例の一部改正……………	8
○栃木県手数料条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正……………	9
○栃木県災害救助基金設置条例の一部改正……………	10
○とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例の一部改正……………	10
○栃木県環境影響評価条例の一部改正……………	11
○栃木県動物の愛護及び管理に関する条例及び栃木県手数料条例の一部改正……………	14
○栃木県流水占用料等徴収条例の一部改正……………	14
○栃木県県営住宅条例の一部改正……………	15

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◇栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正（栃木県条例第58号）

- 1 公職選挙法の一部改正に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。（第1条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

### ◇職員の退職手当に関する条例の一部改正（栃木県条例第59号）

国家公務員退職手当法の改正に鑑み、次のとおり改正することとしました。

- 1 早期退職者の募集の制度の導入（第10条の2関係）
  - (1) 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができることとし、その募集を行うに当たっては、募集実施要項を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならないこととしました。
    - ア 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
    - イ 職制の改廃又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、当該職制又は勤務公署に属する職員を対象として行う募集
  - (2) 職員（地方公務員法第29条の規定による懲戒処分等を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者等を除く。）は、募集の期間中いつでも応募し、(4)に掲げる退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができることとし、応募又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであって、任命権者は職員に対しこれらを強制してはならないこととしました。
  - (3) 任命権者は、応募者について、その者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合等を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下「認定」という。）をするものとし、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を応募者に書面により通知するものとする事としました。
  - (4) 認定を受けた応募者が募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき等に該当するときは、認定は、その効力を失うこととしました。
  - (5) 任命権者は、募集実施要項及び認定を受けた応募者の数を公表しなければならないこととしました。
- 2 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例措置の拡充（第5条の3関係）

定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例措置について、定年と退職年齢との差1年当たりの給料月額割増率を100分の3（定年と退職年齢との差が1年である職員にあっては、100分の2）とするとともに、この適用対象を勤続20年以上かつ定年から15年を減じた年齢以上の年齢である退職者とし、1に掲げる早期退職者の募集に応じ認定を受けて退職した者をこれに含めることとしました。

3 所要の規定の整備をすることとしました。

4 施行期日

この条例は、平成25年11月1日から施行することとしました。

◇災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給に関する条例の一部改正（栃木県条例第60号）

1 大規模災害からの復興に関する法律の制定に伴い、災害派遣手当を支給することができることとするため、所要の規定の整備をすることとしました。（第1条関係）

2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇栃木県吏員職員教育職員恩給条例の一部改正（栃木県条例第61号）

1 刑法の一部改正に伴い、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた場合における退隠料等及び扶助料の支給について、所要の規定の整備をすることとしました。（第23条の2及び第30条関係）

2 この条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとしました。

◇栃木県手数料条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正（栃木県条例第62号）

1 旅券法の一部改正に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。（栃木県手数料条例別表第1及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第1関係）

2 施行期日等

(1) この条例は、旅券法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県災害救助基金設置条例の一部改正（栃木県条例第63号）

1 災害救助法の一部改正に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。（第1条関係）

2 この条例は、規則で定める日から施行することとしました。

◇とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例の一部改正（栃木県条例第64号）

1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。（第1条及び第1条の2関係）

2 この条例は、平成26年1月3日から施行することとしました。

◇栃木県環境影響評価条例の一部改正（栃木県条例第65号）

事業者による環境影響評価書等（環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）、環境影響評価書（以下「評価書」という。）及び報告書をいう。）の公表、方法書説明会の開催等に関する手続を定めること等のため、次のとおり改正することとしました。

1 事業者は、方法書を作成したときは、方法書及びこれを要約した書類（以下「方法書等」という。）を知事に提出しなければならないこととしました。（第5条関係）

2 事業者は、方法書等の縦覧期間中、方法書等をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととしました。（第6条関係）

3 事業者は、方法書等の縦覧期間内に、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域内において、方法書説明会を開催しなければならないこととしました。（第6条の2関係）

4 方法書等の公表等に関する規定は、準備書等（準備書及びこれを要約した書類をいう。）及び評価書等（評価書及びこれを要約した書類をいう。）について準用することとしました。（第12条及び第19条関係）

5 知事は、報告書の提出があったときは、事業者（この者に代わって事後調査を行う者として規則で定める者を含む。以下「事業者等」という。）から報告書の提出があった旨を公告し、報告書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するものとする事としました。

6 方法書等の公表に関する規定は、報告書について準用することとしました。（以上第29条の2関係）

7 知事は、報告書の縦覧期間を経過した後、一定期間内に、事業者等に対し、報告書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるができることとしました。（第29条の3関係）

8 所要の規定の整備をすることとしました。

9 施行期日等

(1) この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県動物の愛護及び管理に関する条例及び栃木県手数料条例の一部改正（栃木県条例第66号）

- 1 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。（栃木県動物の愛護及び管理に関する条例第13条及び栃木県手数料条例別表第1関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◇**栃木県流水占用料等徴収条例の一部改正**（栃木県条例第67号）
  - 1 河川法の一部改正に伴い、流水の占用の登録に係る流水占用料を新設することとしました。（第2条及び第3条関係）
  - 2 この条例は、水防法及び河川法の一部を改正する法律附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行することとしました。
- ◇**栃木県県営住宅条例の一部改正**（栃木県条例第68号）
  - 1 福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。（第5条関係）
  - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

## 条 例

栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月二十五日

栃木県知事 福田 富一

### 栃木県条例第五十八号

**栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例**

栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成六年栃木県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第百四十三条第一項第四号の二」を「第百四十三条第一項第四号の三」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（市町村課）

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月二十五日

栃木県知事 福田 富一

### 栃木県条例第五十九号

**職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例**

職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年栃木県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「給料月額」を「退職の日におけるその者の給料月額」に、「以下同じ」を「以下「退職日給料月額」という」に改め、同条第二項中「傷病とする。」の下に「以下この項、」を、「よらず」の下に「、かつ、第十条の二第十一項に規定する認定を受けないで」を加え、「を含む」を「及び傷病によらず、地方公務員法第二十八条第一項第一号から第三号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第五条の九第四項にお

いて「自己都合等退職者」というに、「その者が」を「自己都合等退職者が」に改める。

第四条第一項を次のように改める。

次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 十一年以上二十五年未満の期間勤続し、職員の定年等に関する条例（昭和五十九年栃木県条例第二号。以下「定年条例」という。）第二条の規定により退職した者（定年条例第四条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）
- 二 任期を定めて任用される職員で、その任期の満了によつて退職した者
- 三 十一年以上二十五年未満の期間勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由として任命権者が知事と協議したものにより退職した者
- 四 十一年以上二十五年未満の期間勤続し、第十条の二第十一項に規定する認定（同条第一項第一号に係るものに限る。）を受けて同条第十六項第三号に規定する退職すべき期日に退職した者

第四条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百二十五
- 二 十一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の百三十七・五
- 三 十六年以上二十四年以下の期間については、一年につき百分の二百

第五条の見出し中「整理退職等」を「二十五年以上勤続後の定年退職等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 二十五年以上勤続し、定年条例第二条の規定により退職した者（定年条例第四条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）
- 二 地方公務員法第二十八条第一項第四号の規定による免職の処分を受けて退職した者
- 三 第十条の二第十一項に規定する認定（同条第一項第二号に係るものに限る。）を受けて同条第十六項第三号に規定する退職すべき期日に退職した者
- 四 公務上の傷病又は死亡により退職した者
- 五 二十五年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由として任命権者が知事と協議したものにより退職した者
- 六 二十五年以上勤続し、第十条の二第十一項に規定する認定（同条第一項第一号に係るものに限る。）を受けて同条第十六項第三号に規定する退職すべき期日に退職した者

第五条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百五十

二 十一年以上二十五年以下の期間については、一年につき百分の百六十五

三 二十六年以上三十四年以下の期間については、一年につき百分の百八十

四 三十五年以上の期間については、一年につき百分の百五

第五条の三の表以外の部分中「第五条第一項」を「第四条第一項第四号及び第五条第一項(第一号を除く。)」に、「二十五年以上」を「二十年以上」に、「十年」を「十五年」に、「同項」を「第四条第一項、第五条第一項」に改め、同条の表読み替える規定の欄中「第五条第一項」を「第四条第一項及び第五条第一項」に改め、同表読み替える字句の欄中「百分の二」を「百分の三(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二)」に改める。

第五条の五を次のように改める。

(退職の理由の記録)

**第五条の五** 任命権者は、第四条第一項第三号及び第五条第一項第五号に掲げる者の退職の理由について、人事委員会規則で定めるところにより、記録を作成しなければならない。

第五条の八の表読み替える字句の欄中「百分の二」を「百分の三(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二)」に改める。

第五条の九第四項第一号中「自己都合退職者(第三条第二項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。)」を「自己都合等退職者」に改め、同項第二号から第五号までの規定中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に改める。

第十条の次に次の一条を加える。

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

**第十条の二** 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から十五年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

二 職制の改廃又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、当該職制又は勤務公署に属する職員を対象として行う募集

2 任命権者は、前項の規定による募集(以下この条において単に「募集」という。)を行うに当たつては、当該募集に関し次に掲げる事項を記載した要項(以下この条において「募集実施要項」という。)を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

一 前項各号の別

二 第十一項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間

三 募集をする人数

四 募集の期間

五 募集の対象となるべき職員の範囲

- 六 募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨
  - 七 第九項の規定による応募（以下この条において単に「応募」という。）又は応募の取下げに係る手続
  - 八 第十二項の規定による通知の予定時期
  - 九 第七項に規定する時点で募集の期間が満了するものとするときは、その旨及び同項に規定する応募上限数
  - 十 募集に関する問合せを受けるための連絡先
  - 十一 前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める事項
- 3 任命権者は、募集実施要項に前項第五号に掲げる職員の範囲を記載するときは、当該職員の範囲に含まれる職員の数が募集をする人数に一を加えた人数以上となるようにしなければならない。ただし、第一項第二号に掲げる募集を行う場合は、この限りでない。
- 4 任命権者は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしてしなければならない。
- 5 任命権者は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができる。
- 6 任命権者は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
- 7 任命権者が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに応募をした職員の数が募集をする人数以上の一定数（以下この項において「応募上限数」という。）に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場合には、応募をした職員の数が応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとする。
- 8 任命権者は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、直ちにその旨を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
- 9 次に掲げる者以外の職員は、人事委員会規則で定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第十六項第三号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。
- 一 第一条第七号に規定する者
  - 二 任期を定めて任用される者
  - 三 第二項第二号に規定する退職すべき期日又は同号に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者
  - 四 地方公務員法第二十九条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者
- 10 応募又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであつて、任命権者は職員に対しこれらを強制してはならない。

- 11 任命権者は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第二項第三号に規定する募集をする人数を超える場合であつて、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。
- 一 応募が募集実施要項又は第九項の規定に適合しない場合
  - 二 応募者が応募をした後地方公務員法第二十九条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合
  - 三 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものという。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
  - 四 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- 12 任命権者は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、人事委員会規則で定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。
- 13 任命権者が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行つた後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、人事委員会規則で定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。
- 14 任命権者は、認定を行つた後に生じた事情に鑑み、認定を受けた応募者（以下この条において「認定応募者」という。）が第十六項第三号に規定する退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、人事委員会規則で定めるところにより、当該退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、当該退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。
- 15 任命権者は、前項の規定により次項第三号に規定する退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、人事委員会規則で定めるところにより、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。
- 16 認定応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失つ。

- 一 第十四条第一項各号のいずれかに該当するに至つたとき。
  - 二 第二十一条第一項又は第二項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至つたとき。
  - 三 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは第十三項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかつたとき（前二号に掲げるときを除く。）。
  - 四 地方公務員法第二十九条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。
  - 五 第九項の規定により応募を取り下げたとき。
- 17 任命権者は、この条の規定による募集及び認定について、人事委員会規則で定めるところにより、募集実施要項（第十一項に規定する方法を周知した場合にあつては当該方法を含む。）及び認定応募者の数を公表しなければならない。

附 則

この条例は、平成二十五年十一月一日から施行する。

災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月二十五日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第六十号

災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給に関する条例（昭和五十二年栃木県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十二条第一項に規定する派遣された職員」の下に「又は大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第五十六条第一項に規定する派遣された職員」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（人事課）

栃木県吏員職員教育職員恩給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月二十五日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第六十一号

**栃木県吏員職員教育職員恩給条例の一部を改正する条例**

栃木県吏員職員教育職員恩給条例（大正十二年栃木県令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十三条ノ二本文中「執行ヲ」の下に「終リ又ハ執行ヲ」を加え、同条ただし書中「但シ刑ノ」の下に「全部ノ」を、「停止セズ」の下に「刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受ケルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ」を加え、同条後段中「其ノ言渡ヲ」を「之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ」に改める。

第三十条第二項ただし書中「但シ刑ノ」の下に「全部ノ」を、「停止セズ」の下に「刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受ケルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ」を加え、同項後段中「其ノ言渡ヲ」を「之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ」に改める。

**附 則**

この条例は、刑法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十九号）の施行の日から施行する。

（職員総務課）

栃木県手数料条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月二十五日

栃木県知事 福田 富一

**栃木県条例第六十二号**

**栃木県手数料条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**

（栃木県手数料条例の一部改正）

**第一条** 栃木県手数料条例（昭和三十二年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十一の項及び三十二の項を次のように改める。

三十一及び三十二 削除	
-------------	--

（栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

**第二条** 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年栃木県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二十七の四の項第七号中「第十条第一項ただし書及び」を削る。

**附 則**

（施行期日）

1 この条例は、旅券法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十九号）の施行の日か

ら施行する。

(栃木県手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前に申請がなされている事務(第一条の規定による改正前の栃木県手数料条例別表第一の三十一の項の上欄に掲げる事務に限る。)に係る手数料については、なお従前の例による。

(栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第二条の規定による改正前の栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第一の上欄に掲げる事務のうち、旅券法の一部を改正する法律附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされるものについては、第二条の規定による改正後の栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(文書学事課)

栃木県災害救助基金設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月二十五日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第六十三号

栃木県災害救助基金設置条例の一部を改正する条例

栃木県災害救助基金設置条例(昭和三十九年栃木県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十六条」を「第二十一条第一項」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(消防防災課)

とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月二十五日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第六十四号

とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例(平成七年栃木県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

第一条の二第一項第三号中「第三条第三項第三号」の下に「(配偶者暴力防止法第二十八条の二において準用する場合を含む。)」を加え、同項第四号中「第五条」の下に「(配偶者暴

力防止法第二十八条の二において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二項第二号中「除く。）」の下に「（配偶者暴力防止法第二十八条の二において準用する場合を含む。）」を加える。

#### 附 則

この条例は、平成二十六年一月三日から施行する。

(青少年男女共同参画課)

栃木県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月二十五日

栃木県知事 福 田 富 一

#### 栃木県条例第六十五号

##### 栃木県環境影響評価条例の一部を改正する条例

栃木県環境影響評価条例（平成十一年栃木県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「ときは、方法書」の下に「及びこれを要約した書類（次条において「方法書等」という。）」を加える。

第六条第一項中「による方法書」を「による方法書等」に、「方法書」を「方法書等」に改め、同条第二項中「方法書」を「方法書等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 事業者は、規則で定めるところにより、方法書等をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第六条の次に次の一条を加える。

（説明会の開催等）

第六条の二 事業者は、規則で定めるところにより、前条第一項の縦覧期間内に、第五条第一項第五号の地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催しようとするときは、その開催を予定する日の一週間前までに、当該方法書説明会の日時、場所その他規則で定める事項を記載した書面を知事及び第五条第一項第五号の地域を管轄する市町村長に提出するとともに、当該地域内において、公告その他の規則で定める方法により、当該方法書説明会の開催について周知しなければならない。

3 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものにより、前項の規定により周知した方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。

4 事業者は、方法書説明会を開催した場合にはその結果を記載した書類を、方法書説明会を開催しなかった場合にはその事由及び方法書の記載事項の周知の方法を記載した書類を、遅

滞なく、知事及び第五条第一項第五号の地域を管轄する市町村長に提出しなければならない。

- 5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会に関し必要な事項は、規則で定める。

第七条第一項中「前条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第三項中「前条第二項」を「第六条第二項」に改める。

第十一条第二項中「及び第十三条」を削り、「要約書」を「準備書等」に改める。

第十二条第一項中「準備書及び要約書」を「準備書等」に改め、同条第二項を次のように改める。

- 2 第六条第二項及び第三項の規定は、準備書等について準用する。この場合において、同条第二項中「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長」とあるのは、「関係地域を管轄する市町村長（以下「関係市町村長」という。）」と読み替えるものとする。

第十三条第一項中「説明会」を「準備書説明会」に、「説明会を」を「準備書説明会を」に改め、同条第二項を次のように改める。

- 2 第六条の二第二項から第五項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「第五条第一項第五号の地域を管轄する市町村長」とあるのは「関係市町村長」と、「当該地域」とあるのは「関係地域」と、同条第三項中「前項」とあるのは「第十三条第二項において準用する前項」と、同条第四項中「第五条第一項第五号の地域を管轄する市町村長」とあるのは「関係市町村長」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「第十三条第一項及び第二項において準用する前三項」と読み替えるものとする。

第十三条第三項から第五項までを削る。

第十八条第三項中「要約書」を「評価書等」に改める。

第十九条第一項中「評価書及び要約書」を「評価書等」に改め、同条第二項を次のように改める。

- 2 第六条第二項及び第三項の規定は、評価書等について準用する。この場合において、同条第二項中「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長」とあるのは、「関係市町村長」と読み替えるものとする。

第二十九条第二項中「報告書」の下に「（以下「報告書」という。）」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（報告書についての公告及び縦覧等）

**第二十九条之二** 知事は、前条第二項の規定による報告書の提出があつたときは、事業者等から報告書の提出があつた旨その他規則で定める事項を公告し、報告書を公告の日から起算して一月間縦覧に供するものとする。

- 2 第六条第三項の規定は、報告書について準用する。この場合において、同項中「事業者」とあるのは、「事業者等」と読み替えるものとする。

(報告書についての知事の意見等)

第二十九条の三 知事は、前条第一項の期間を経過した後、規則で定める期間内に、事業者等に対し、報告書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

2 前項の場合において、知事は、必要に応じ、報告書について栃木県環境影響評価技術審査会の意見を聴くものとする。

第三十四条の前の見出しを削り、同条の表第二十九条の項の次に次のように加える。

第二十九条の二	による報告書	による第二十九条第二項に規定する報告書
	事業者等から報告書	法対象事業者等から同項に規定する報告書
	報告書を	同項に規定する報告書を
	報告書について	第二十九条第二項に規定する報告書について
	「事業者等	「法対象事業者等
第二十九条の三	事業者等	法対象事業者等
	報告書	第二十九条第二項に規定する報告書

第三十四条の表第三十九条の項中「又は第二十九条第二項」を「又は報告書」に、「第三十四条において準用する第二十九条第二項」を「第三十四条の二において準用する第二十九条第二項に規定する報告書」に、「第三十四条において準用する第三十七条第一項」を「第三十四条の二において準用する第三十七条第一項」に、「第三十四条において準用する前条」を「第三十四条の二において準用する前条」に改め、同条を第三十四条の二とし、第三十三条の次に次の見出し及び一条を加える。

(法対象事業に係る手続)

第三十四条 知事は、法第三条の七第一項（法第三条の十第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定による第一種事業を実施しようとする者（同項の規定によりみなして適用する場合にあつては、第二種事業を実施しようとする者）の求めに応じて配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を述べようとするときは、当該配慮書の案又は配慮書について栃木県環境影響評価技術審査会の意見を聴くものとする。

第三十九条第一項第二号中「第二十九条第二項の」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の栃木県環境影響評価条例（以下「新条例」という。）第六条第三項（新条例第十二条第二項及び第十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う公告及び縦覧に係る栃木県環境影響評価条例第

五条第一項に規定する環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）、「同条例第十一条第一項に規定する環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）又は同条例第十八条第二項に規定する環境影響評価書（以下「評価書」という。）について適用する。

3 新条例第六条の二（新条例第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る方法書又は準備書について適用する。

4 新条例第二十九条の二第二項（新条例第三十四条の二において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に評価書の公告及び縦覧を行った栃木県環境影響評価条例第二条第三項に規定する事業者（新条例第三十四条の二において読み替えて準用する場合にあつては、栃木県環境影響評価条例第二条第二項に規定する法対象事業を実施する者（委託に係る同項に規定する法対象事業にあつては、当該委託をする者））について適用する。

（環境森林政策課）

栃木県動物の愛護及び管理に関する条例及び栃木県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月二十五日

栃木県知事 福田 富一

**栃木県条例第六十六号**

**栃木県動物の愛護及び管理に関する条例及び栃木県手数料条例の一部を改正する条例**

（栃木県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正）

**第一条** 栃木県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和五十四年栃木県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「第二十四条第一項」の下に「（法第二十四条の四において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

（栃木県手数料条例の一部改正）

**第二条** 栃木県手数料条例（昭和三十二年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二百四の項から二百五の二の項までの規定中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同表二百五の七の項中「ねこ」を「猫」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

（生活衛生課）

栃木県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月二十五日

栃木県知事 福田 富一

**栃木県条例第六十七号**

**栃木県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例**

栃木県流水占用料等徴収条例（平成十二年栃木県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「から第二十五条までの規定により流水の占用、土地の占用又は土石等の採取（以下「流水の占用等」という。）の許可」を「第二十四条若しくは第二十五条の許可又は法第二十三条の二の登録」に、「許可期間がその始期の」を「流水若しくは土地の占用又は土石等の採取（以下「流水の占用等」という。）をすることができる期間が当該許可又は登録をした」に改める。

第三条中「流水の占用等の許可」を「法第二十三条、第二十四条若しくは第二十五条の許可若しくは法第二十三条の二の登録」に、「当該許可に係る流水の占用等の期間が」を「流水の占用等をする期間が当該許可又は登録をした日の属する年度の」に改める。

**附 則**

この条例は、水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十五号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

(河川課)

栃木県県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月二十五日

栃木県知事 福 田 富 一

**栃木県条例第六十八号**

**栃木県県営住宅条例の一部を改正する条例**

栃木県県営住宅条例（平成九年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「第二十一条の」を「第三十条の」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

(住宅課)